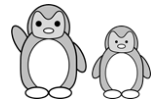


事業所得と必要経費 ～固定資産について～

令和3年8月作成



前回、棚卸資産を購入した時は資産に計上し、実際に売却されたときに経費に計上するというお話をしました。今回は**支払った時に経費に計上できないものとして「固定資産」**についてお話ししたいと思います。

まず、**固定資産とは、棚卸資産以外の資産で、その耐用年数（物理的・経済的に使用可能な期間）が1年以上のもの**です。具体的には土地や建物、車両、機械装置や備品などです。これらの資産であっても、例えば**不動産業者が所有する販売用の土地建物や、自動車販売業者が所有する販売用の車両などは棚卸資産になるため、固定資産ではありません**。固定資産には有形固定資産・無形固定資産・投資その他の資産の細かい区分がありますが、今回はこれらの内容についての説明は省略します。

固定資産は他の経費と異なり長期間利用することにより、その資産の価値が減少することに着目して、その利用期間（耐用年数）に分けて経費に算入することになります。この手続きを「**減価償却**」といいます。但し、**土地のように利用や時の経過に応じて価値が減少しない資産は減価償却を行いません**。

耐用年数は固定資産が利用できる期間です。しかし、同じ車両であっても利用状況等によりその利用可能期間が変化することになりますが、実務的には財務省が定めた「耐用年数省令」に定められて期間を使うのが一般的です。なお、**税法上は耐用年数省令より短い期間で減価償却することはできません**。減価償却（費）の計算は主に定率法と定額法があり、難しい計算を行いますが、今回はあくまで減価償却のイメージを理解してもらうために定額法の考え方を図で示したいと思います。実際にはもう少し細かいルールがあります。

一般的に減価償却が必要な固定資産（以下「減価償却資産」といいます）として馴染み深い乗用車を例にとります。**乗用車の耐用年数は6年**です。**乗用車を300万円で購入した場合、一年間の減価償却費は〔300万円×0.167（≒1÷6年）=50万円〕**と計算します。ただし、**乗用車を仕事にのみではなく、例えば半分は自分の家事や趣味のために使うのであれば、減価償却費として経費にできるのは半分の25万円のみ**となります。イメージとしては右下の図のような関係になります。

このように**耐用年数の期間にわたって分割して経費に算入していき**ます。年の途中で取得した場合には月割計算をします。

なお、固定資産に関しては耐用年数の途中で売却することもあります。その場合、例えば上記の例では、**3年後に乗用車を200万円で売却した場合、3年後の帳簿価額は150万円**ですので、売却の時に

$$(\text{売価}) 200 \text{万円} - (\text{帳簿価額}) 150 \text{万円} = (\text{売却益}) 50 \text{万円}$$

と、固定資産を売却したことによる利益を計算します。経費の合計は〔減価償却費50万円〕×3年+〔譲渡経費150万円〕=300万円 となり、購入金額と同額になります。

